

税制改革からみる日本の構造改革

清水 啓介

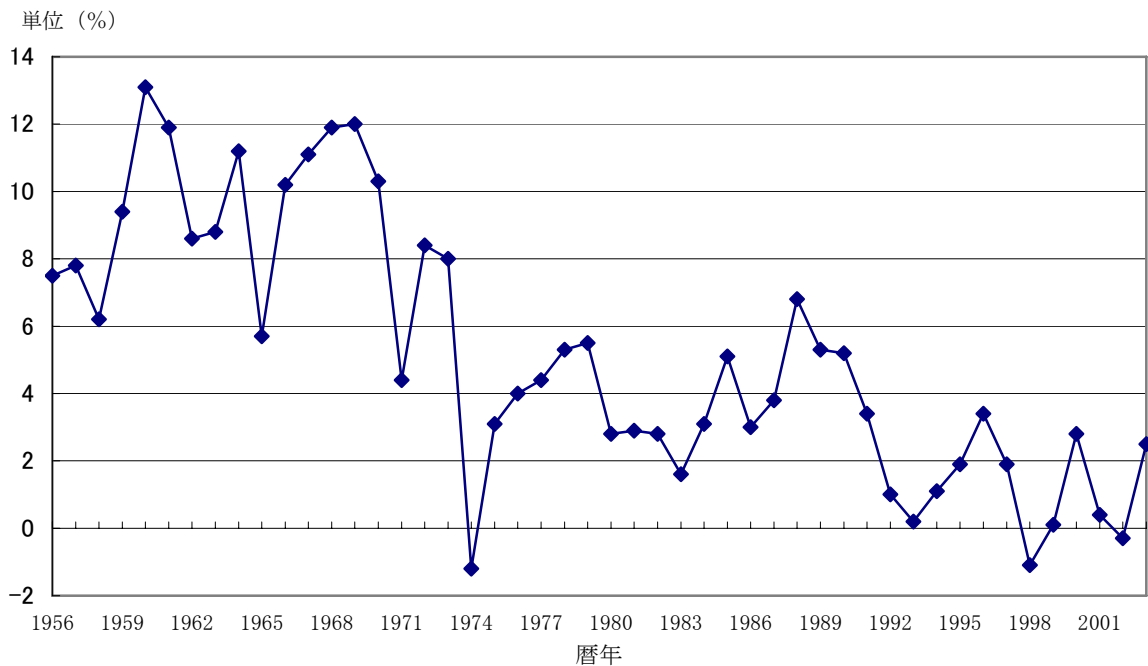
序

いわゆる「バブル景気」が終わり、日本の経済成長は1992年に大きく低下した。なかでも、1998年には戦後2度目のマイナス成長に陥った¹。岩田規久男・八田達夫は次のように述べている。(1992年以後)11年間の年間平均成長率はわずか1%でしかなかった。これは1981年から91年までの11年間の4分の1にすぎない。1980年代後半のバブル景気に沸いた期間を除いた80年代前半と比べても、3分の1弱であると論じている(図表1-1参照)²。

また、この期間の日本と他の先進諸国との実質GDPの成長率を比較しても、日本の経済パフォーマンスは悪い。ここで図表1-2を参照してみると、日本の実質GDP成長率は1996年から2000年の5年間の平均をみても1.5%となっている。しかも、1998年度にはマイナス成長に陥っていることが分かる。他の先進諸国(ここではアメリカ・イギリス・ドイツ・フランス・カナダを参照する)と比較をしてみても、5年間の平均成長率は日本が最も悪いことが分かる。好景気であった北米の2国よりも低いことはもちろん、ヨーロッパ諸国よりも低成長率であったことが分かるであろう。このような1990年代の日本経済の停滞は「失われた10年」と呼ばれた。

図表 1-1

日本の実質GDP成長率



(出所) 平成16年版『経済財政白書』 p.321.

では、最新の日本の経済成長率はどのようになってきているのだろうか。図表 1-3 の国民経済計算（SNA）統計の4半期のGDP成長率のデータに基づけば、4半期ごとの成長率でみると、景気は回復軌道に乗りつつあるといえるのではないだろうか。しかし、2004年4月期からのデータでは回復軌道から成長率の伸び率が下がり始めていることが見受けられる。景気が完全に回復軌道に乗るにはもう少し時間がかかるといえるのではなかろうか。

小泉内閣が2001年4月に誕生して以来、構造改革が推進されてきた。「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」によれば、「構造改革とは、新たな経済社会の環境に、企業、地域、個人が柔軟に対応し、その持てる能力が最大限に発揮されるよう、制度や政策、更に政府の在り方そのものを変革する不断の取り組みである」と定義されている。これだけでは、抽象的で具体性は湧かないであろう。確かに、現在の日本は「構造改革」に取り組んでいかなければならない時期に立たされているのではないか。本稿では、構造改革は日本社会にどのような恩恵、もしくは弊害をもたらしたのであろうかということも踏まえて分析していきたい。構造改革の中でも、特に「税制改革」に焦点を当て、今後の税制改革の方向性について論じていく。

図表 1-2 先進諸国の実質 GDP 成長率

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	カナダ	日本
1996	3.6	2.6	0.8	1.1	1.5	3.5
1997	4.4	3.4	1.4	1.9	4.1	1.8
1998	4.3	2.9	2.0	3.5	4.1	-1.1
1999	4.1	2.4	2.0	3.2	5.4	0.7
2000	3.8	3.1	2.9	4.2	4.5	2.8
平均	4.0	2.9	1.8	2.8	3.9	1.5

(原資料) アメリカ商務省,イギリス統計局,ドイツ連邦統計局,フランス国立統計研究所 (INSEE),カナダ統計局,日本内閣府.
 (出所) 吉川洋 『構造改革と日本経済』 p.37.

図表 1-3 年率換算の実質季節調整系列

	GDP 成長率
2003/ 1-3.	-0.3
4-6.	4.4
7-9.	2.3
10-12.	7.6
2004/ 1-3.	6.3
4-6.	1.1
7-9.	0.3

(出所) 国民経済計算統計

第1節 日本経済の現状

まず最初に現在の日本社会の現状を見ていくことにより、現在の日本に必要な政策は何かと
いうことを検討していく。

1.1 デフレ不況

まずデフレーションとは何かということを知る。デフレとはデフレーションの略称であり、有効需要が供給に対して不足なために生ずる一般物価水準の低下現象のことである。デフレと同時に生産物が売れなくなるので、生産は低下し雇用も減退する。デフレは雇用や景気停滞に直接結びついていると見てよい³。日本経済が再生するためには、まずデフレ経済から脱却する必要がある。なぜデフレ下の社会では問題があるのだろうか。以下では、デフレ経済下で発生する問題点を挙げていく。

- (1) 実質債務負担の高まり
- (2) 実質金利の上昇による総需要の抑制
- (3) 賃金の下方硬直性⁴による、生産や雇用量の削減
- (4) 景気低迷やデフレ期待による消費・投資の先送りや産業構造調整の遅れ
- (5) 資産価格の下落

(1) 現状では短期名目金利はゼロ近くになっており、銀行の長期名目貸出金利も下げ止まっている。このような状況で物価が下がれば、予想実質金利は上昇して債務負担が増大する⁵。企業の既存の債務も、名目金利が固定されて名目の返済額も決まっているため、物価下落分を考慮した実質的負担が大きくなる。

(2) これにより、企業は設備投資を抑制する。また、家計も住宅投資や耐久消費財⁶への支出を先延ばししようとするのである⁷。

(3) デフレ下で企業がつくるモノの値段は低下しても、名目賃金はなかなか下がらない。名目賃金が下方硬直的であれば、実質賃金は上昇する。企業の実質的な人件費負担は増大し、企業は雇用量を削減しようとする。そのため、失業が増える。実質賃金の上昇は失業を発生させるだけでなく、人件費の増大により企業収益を圧迫して投資も抑制させる⁸。

(4) デフレ期待が高まりを見せると、消費者・企業ともに、「この先はもっとモノの値段が下がるのではないかと」予想し、家計は消費を減らし、企業は在庫投資や設備投資を控える。

(5) 1990年代に、株価や地価などの資産価格が下がり始め、デフレ下の経済全体が冷え込む中で、ついには下げ止まらなくなった。その一方で、返済しなければならない負債の名目額は変化しない。そうすると、企業・家計・政府も資産から負債を引いた純資産が減少することにより、バランス・シートの悪化を招く。バランス・シートが悪化すれば危機への対応ができなくなるので、何とかバランス・シートを改善しようとする家計は貯蓄に励み、企業は借金の返済を優先するため、設備投資が困難になる⁹。

特に日本の場合、バブル期の好況時に企業が過剰の債務を負い、バブル崩壊後の不況時にデフレに陥ったため大きな打撃を被った。デフレ経済下の問題点を挙げてきたことにより、日本もデフレ不況から脱出する必要があるということが明らかとなったであろう。

これ以外に、デフレは公的債務に対しても大きな影響を与える。吉川洋は次のように指摘す

る。現在進行中のデフレは1%ぐらいであり、1%程度のデフレは大したことはないとは思われるかもしれない。しかし、政府部門の公的債務残高は現在700兆円という水準に達している。したがって1%のデフレにより、政府の抱える実質債務は毎年7兆円膨らむことになるのである。これは2002年度でみると、税収は47兆円弱であるから7兆円は税収の15%に当たるといえる¹⁰。このことから1%のデフレといえども、それがいかに深刻な問題であるかが分かるであろう。

また、日本政府の公債残高が700兆円を超過しているという事実は、日本のGDPが約500兆円であるから、対GDP比140%にあたり、そのうえ、年々の財政赤字も国・地方を合わせて50兆円を越えていることから、財政の均衡が取れていないことを表している。将来、景気回復による税収増が見込まれるとしても、現状のままでは歳入と歳出のバランスは取れるものではないだろう。税制改革の必要性が現在高まってきているといえよう。

1.2 生産年齢人口と従属人口指数

今後の日本社会の問題として、より高まりをみせるものに少子高齢社会が挙げられる。国立社会保障・人口問題研究所の推計（中位推計：以下すべて中位推計のデータ）の結果に基づけば、総人口は2006年に1億2774万人でピークに達した後、長期の人口減少過程に入り、2050年にはおよそ1億60万人になるものと予測されている。このように日本の人口はまもなく人口減少の時代に突入し、右肩上がりの人口増加の趨勢は終焉する。

生産年齢人口

生産年齢人口（15～64歳）は1995年の国勢調査では、8717万人に達したが、その後減少局面に入り、2000年には8638万人を記録した。生産年齢人口は1995年をピークに以後一転して減少過程に入り、2030年には7000万人を割り込み、2050年には5389万人に達する。

老年人口

老年人口（65歳以上）は2000年の2200万人から2013年に3000万人を突破し、2018年の3417万人へと急速な増加を続ける。すなわち、団塊の世代（1947～49年出生世代）が65歳以上の年齢層に入りきるまで急速な老年人口の増加を生じることになる。その後2043年に老年人口はピークに達し、その後緩やかな減少に転じ、2050年には3586万人となる。

従属人口指数の推移

従属人口指数とは生産年齢人口に対する年少人口（14歳以下）と老年人口の相対的な大きさを比較し、生産年齢人口の扶養負担の程度を表すための指標のことである。それに基づくと、老年従属人口指数（老年人口を生産年齢人口で割った値）は、2000年の26%（働き手3.9人で老人1人を扶養）から2030年代には50%台（2人で1人を扶養）に上昇し、2050年には67%（1.5人で1人を扶養）となるものと予測されている。

一方、年少従属人口指数（年少人口を生産年齢人口で割った値）は2000年の21%（働き手4.7人で年少者1人を扶養）の水準から今後19～21%の水準の範囲で推移するものと予測される。これは低出生率によって年少人口が減少するにもかかわらず、年少従属人口指数の水準が大きく低下しないのは親世代に当たる生産年齢人口そのものが減少していくからである。

年少従属人口指数と老年従属人口指数を足した値を従属人口指数といい、生産年齢人口に対

する全体の扶養の程度をみることができるが、全体の従属人口指数は老年人口指数の動きに沿って上昇する。従属人口指数は生産年齢人口の縮小傾向のもとで、2000年の47%水準から2022年には67%水準にまで上昇し、その後2050年に87%に達するものと予測される。

少子化の進行

少子化の傾向に歯止めがかからない。2002年の合計特殊出生率は1.32と前年の1.33を0.01ポイント下回り、過去最低を更新した。

日本の合計特殊出生率は、1947年には4.54であったものが、1960年頃にかけて急速に低下し、60年代、70年代前半の高度成長期には、66年の丙午（ひのえうま）を挟んで、2.0前後で安定していた。その後、再び低下傾向となり、89年のいわゆる「1.57ショック」を経て、2002年の1.32に至っている。これは、人口水準を維持するために必要とされる2.07をはるかに下回っている。

こうした出生率の実績は、5年ごとに行われる「日本の将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所）」において見通された出生率を下回っており、予想を超える勢いで少子化が進んできた。

今後の合計特殊出生率は、2002年1月に推計された将来推計人口の中位推計によると、2007年に1.31まで低下した後、緩やかに回復し、長期的には1.39程度で安定すると見込まれている。また、低位推計においては、2000年の1.36から更に低下を続け、2050年には1.10に到達すると見込まれている¹¹。

1.3 少子高齢社会

人口ピラミッドの変遷からも見ていくと、戦前からの「富士山型」から、高齢化の進展により、二度のベビーブームによる凹凸はあるものの、現在では「釣鐘型」となっており、将来的には、さらに少子化が進んで、「つぼ型」に変わっていくといわれている。

このように少子高齢社会に推移していくことに対して、何らかの対策をする必要があるといえよう。扶養する割合が高まりをみせていくことに、どのように対応していけばよいのだろうか。

これまでみてきたように、少子・高齢化の進行により、日本においても人口減少社会が間もなく現実のものとして到来する。人口減少社会においては、人口密度の低下による過密問題の解消、資源・エネルギー消費の減少による環境への負荷の低減といったプラスの側面も考えられるが、生産年齢人口の減少や貯蓄率の低下等が経済成長の制約となると考えられるほか、租税・社会保障負担の主たる担い手である現役世代に対する高齢世代の比率が高まることを通じ、社会保障を中心とする公的部門の財政状況が大きく悪化することが見込まれる。現在のような低い出生率が続けば、たとえそれが個々人にとって所与の条件の下における合理的な選択の結果であったとしても、社会全体にとってはマイナスの影響を与えてしまう。行き過ぎた出生率の低下が日本全体の労働力供給や社会保障制度に及ぼす影響の大きさを考慮すれば、政策的に出生率の向上や子育て支援を講じていくことは重要である。

子どもを生むか生まないかは、あくまでも個人や家族の意思決定に基づくべきであることはいうまでもない。しかし、社会制度その他の理由により子どもを持ちたくても持てないといったケースがあれば、それは問題である。出生動向基本調査によると、夫婦にとっての理想的な子どもの数は、1977年の理想子ども数の調査開始以来、実際に持った子どもの数（結婚持続期

間15～19年の妻の平均出生児数）を上回っており、理想と現実の間に乖離がある。理想子ども数と平均出生児数との乖離を小さくするため、子育てを妨げる様々な障害を取り除くとともに、社会全体で子育てを支援することにより、子どもを持ちたい人が安心して生み・育てられる環境を整備することが必要である。

出生率の低下の主要な要因の一つとして、人々が就業と出産・育児を両立できないことがあると考えられる。特に現状においては、女性が就業と出産・育児との間での選択を迫られる場合が多いことから、女性の就業と出産・育児の両立が可能となるように経済社会の諸制度・慣行を変えていくことが重要となろう。主要先進国間で女性の社会参画の程度を示す指標（GEM）と合計特殊出生率の関係をみてみると、先進諸国においても、女性の社会参画と出産・育児とが必ずしも背反するものではないということが考えられる。日本においても社会及び家庭への男女共同参画とともに、女性の就業と出産・育児の両立が可能となるような経済社会を構築することが出生率の向上に資すると考えられる¹²。

少子高齢社会と経済成長

少子高齢化の進行により、生産者人口が減少していくならば、生産物も減少し経済成長率が伸びないのではないかと単純には思われる。それに対して、吉川洋は成長会計¹³の手法を持ち出して以下のように論じている。

平均成長率が10%を超えていた1960年代についてみると、11.1%の平均成長率のうち、資本の貢献が6.9%、技術進歩の貢献が3.8%、労働の貢献は0.4%となっている。つまり労働投入の直接的な貢献は11%の平均成長率の20分の1にも満たないのである。

1970年代に入ると平均成長率は4.5%へと低下をするが、6ポイントの成長率が落ちたのは、資本の寄与・技術進歩の寄与が低下したからであり、労働の寄与は元々0.4%だった。1990年代には平均成長率はさらに低下したが、そこでもやはり資本と技術進歩の貢献が低下したことが大きな要因である。つまり、労働力人口の減少が必然的にゼロ成長を生むと考えるのは単純にすぎるのではないだろうか。現代的な経済成長は、労働力の増加よりもむしろ資本蓄積と技術進歩、労働の「質」の向上によってもたらされるのである¹⁴。このように少子高齢社会においても成長率に関して問題はないと述べている。

確かに日本経済の知識・技術集約化が進み、労働力節約型の産業構造が実現すれば、必ずしも労働力不足に見舞われるとは限らないとの考え方もあり得る。しかし、一方で高齢化等に伴い福祉・介護サービス等の労働集約的な分野が拡大することも見込まれている。したがって労働力の減少の影響を緩和するためには、働きたいとの希望を持っている女性や高齢者の就業を促進することが不可欠である。

1.4 女性・高齢者の就業状況

日本における女性の年齢階級別の労働力率は、20歳台後半から30歳台の出産・育児期にくぼむというM字型のカーブになることが知られている。これは、就業と出産・育児の両立が難しいことから、就業を断念しているということを示しているものと考えられ、他の先進諸国ではほとんどみられない現象である。これを10年前、20年前と比べると、2002年にはM字の底の30～34歳女性の労働力率が60.0%となるなど、女性の社会進出により労働力率は全体として上がってきているが、M字型カーブの形状を解消するまでには至っていない。

では、現在は働いていないものの、条件さえ整えば働きたいと思っている女性が就業したら

どうなるだろうか。実際の労働力率に就業希望者を加えたものを「潜在的労働力率」とすると、潜在的労働力率では M 字型のカーブがほぼ解消される。これは、就業と出産・育児の両立支援を進めれば、女性の労働力率を高めることができることを示唆している。

以上のように子育て期を中心とする女性の労働力率が向上すれば、労働力人口の減少をある程度相殺することは可能である。しかし、今後労働力率を更に高めるためには、人口比で高まっていく高齢者の就業を促進することが重要となる。

日本の高齢者の労働力率は諸外国に比べて高い。60 代前半の高齢者で 50%超、65 歳以上で 20%を超えており、いずれでも、諸外国の労働力率を上回っている。これは、日本の高齢者は相対的に高い就業意欲をもっていることのあらわれと考えられる。

しかし、高齢者の労働力率は最近低下の傾向にある。これは 65 歳以上人口の中でも、より高齢である人々の割合が増加していることや、社会保障の充実により、高齢者の経済力が向上していることによる面もあると考えられるが、自営業者の減少や経済情勢の悪化等により、高齢者の雇用機会が減少していることによるものとも考えられる。また、高齢者の完全失業率をみても、2002 年は、60～64 歳では 7.7%となるなど、雇用環境は厳しいものとなっている。このことは、働く意思のある高齢者を十分に活用できていない状況を示している。

これまで女性や高齢者の就業状況をみてきたが、高い就業意欲を持ちながら、就業できない状況にあることが分かった。今後本格的に進行する労働力人口の減少を緩和するため、働きたい人がその意欲と能力に応じて、ライフスタイルに合致した多様な働き方を選択し、自己の持つ能力を十分に発揮できるような就業環境を整備することが重要である。

そのためには、技能・能力に応じた賃金・昇進体系の整備、短時間勤務や隔日勤務など柔軟な勤務形態の拡充、再就職を含めた雇用・就業機会の十分な確保等、働き方の多様化等を通じて、女性や高齢者が働きやすい環境づくりを促進することが必要である。また、女性や高齢者に特有の施策としては、次のようなものがある。

女性の就業

まず、女性については少子化対策における取組と同様、仕事と育児の両立のため、基本的には保育所の充実が重要である。このことは、保育所定員数と女性の有業率との関係をもて明らかである。都道府県データをサンプルとして乳幼児を持つ女性の一人当たり保育所定員数と乳幼児を持つ女性の有業率の関係をみると、保育所定員数が多いほど女性の有業率が高いとの関係がみられる。小学校低学年の子どもを持つ家庭については、放課後児童クラブの拡充が重要である。これらの施策は、「エンゼルプラン（96 年 12 月）」、「新エンゼルプラン（98 年 12 月）」において、充実が図られているところである。また、子育てをしながら働き続けることのできる職場環境の整備も重要である。これにはやはり企業側の努力も必要となってくるのではないだろうか。こうした状況を改善するためにも企業の果たすべき役割は大きいといえる。働く男女が仕事と子育ての両立を図るためには、以下のような施策が必要となってくるのではないだろうか。

それは雇用システムの弾力化を進めることである。それにはフレックスタイム制度の拡大、在宅勤務制度や長期休暇制度の導入等をし、働く者が勤務時間を主体的に管理できる制度を構築すべきである。

フレックスタイム制度とは、1 か月以内の一定期間（清算期間）における総労働時間をあらかじめ定めおき、労働者はその枠内で各日の始業及び終業の時刻を自主的に決定し働く制度で、労働者がある生活と業務の調和を図りながら、効率的に働くことができ、労働時間を短縮

しようとするものである¹⁵。また、企業側のみでなく、国としても法制の整備や各種支援策の充実等により、特に中小企業に対してバックアップしていくべきである。具体的には、育児休業を取りやすく、職場復帰をしやすい環境づくりや、働き方の多様化等が必要である。

さらに、女性と就業の問題をめぐっては、公的年金制度における第3号被保険者制度、税制における配偶者に係る控除制度、企業の福利厚生制度における配偶者手当等があいまって専業主婦（世帯）を優遇する結果となっている。今後更に重要となる女性の労働力を有効活用するため、女性の就業・非就業の選択に対し、より中立的な制度への転換が必要である。

高齢者の就業

一方、高齢者については公的年金制度において支給開始年齢が段階的に65歳までに引き上げられることになっていることから、少なくとも65歳までの就業機会を確保する必要性がますます高まってきている。したがって、定年の引上げや継続雇用制度導入の促進など、65歳までの安定した雇用の確保を一層確実なものとするような取組を強化する必要がある。その際、個々の高齢者の就業能力に応じ、多様な勤務形態を認めることが必要である。

また、改善が図られてきたとはいえ、公的年金制度における在職老齢年金制度が高齢者の就業意欲を抑制しているのではないかとの指摘もある。今後、高齢化に伴い社会保障給付費が急速に増大していくことを考えれば、高齢者が就業し、社会保障制度を支える側にとどまることの経済的意義は大きい。高齢者の就業選択により、中立的なものに見直していく必要があるといえる¹⁶。

少子高齢社会は経済成長への影響ともあいまって、日本の財政・社会保障制度の持続可能性の問題を生じさせているといえよう。財政・社会保障制度は直ちにその破綻がみえてこないという側面もあるため、改革が途半ばのまま今日に至っている。しかし、将来世代にこれ以上の負担を先送りしないためにも、早急に制度の抜本的な改革を進めなければならない¹⁷。3.2節において社会保障制度改革のひとつである年金改革について、第4節では少子高齢社会の税制について論じているので参考にしてもらいたい。

第2節 日本財政の現状

2.1 ジニ係数

まず、ジニ係数というデータがあるので見てもらいたい。ジニ係数とは、所得などの分布の均等度を示す指標である。0から1までの値をとり、0に近いほど分布が均等であり、1に近いほど不均等ということになる。所得に関していえば、0に近いほど所得格差が小さく、1に近いほど所得格差が大きいということになる¹⁸。

神野直彦によれば、「ジニ係数で見ると、財政が介入する前の市場による所得再分配では、日本はジニ係数で見ると、最も平等である。財政が介入する前で最も不平等なのはスウェーデンである。ところが、租税を課税と給付が実施された財政介入後で見ると、最も平等なのはスウェーデンとなる。最も不平等なのはアメリカである。日本は中程度に不平等な国になってしまう。しかし、財政介入前と財政介入後のジニ係数の変化率で財政の所得再分配効果をみると、日本はアメリカよりも低く、最も低い国となる（図表 2-1 参照）¹⁹。」これにより日本は所得再分配効果の点からみえていくと、国際比較をすれば財政政策の効果が低いことが分かる。

さらに、所得の不平等度の改善度を、租税負担を通じた改善度と社会保障を通じた改善度とに分けてみると、1981年には両者とも同程度の改善度であったが、その後、租税負担による改善度が年々低下しているのに対し、社会保障による改善度は上昇している。これは、国民所得比でみた租税負担が減少傾向にあるのに対し、社会保障については高齢化に伴い、給付と負担が増加しているという状況に対応したものである²⁰。

図表 2-1 ジニ係数の国際比較（1995年）

	財政介入前	財政介入後	変化率 (%)
アメリカ	45.5	34.4	-24.5
ドイツ	43.6	28.2	-35.5
日本	34.0	26.5	-22.0
フランス	39.2	23.1	-41.0
スウェーデン	48.7	23.0	-52.9

(注)指数化して表示

(出所) Steinmo, S. “Globalization and taxation: Challenges to Swedish Welfare States,” discussion paper, 2002, p.22. 神野直彦 「社会保障制度改革と「三つの政府」体系」 林健久・加藤榮一・金沢史男・持田信樹編 『グローバル化と福祉国家財政の再編』 東京大学出版会, 2004年, p.283.

2.2 日本の国民負担率

国民負担率は（租税負担＋社会保障負担）／国民所得（もしくは国内総生産）として定義されている。日本では一般的に、租税・社会保障負担の対国民所得比が用いられているのに対し、OECDの統計等においては一般に対国内総生産比が用いられている。また、公債による資金調達割合が大きい場合には、国民負担率が政府の大きさを適切に反映するものとならないことや、財政赤字は最終的には将来の租税負担によって賄われることから、通常の国民負担率に財政赤字を考慮した潜在的国民負担率（＝（税負担＋社会保障負担＋一般政府の財政赤字）／国民所得もしくは国内総生産）も頻繁に用いられる²¹。

まず最初に日本の国民負担率が国際比較をすればかなり低いということを見てもらいたい。図表 2-2 を参照すると、日本は国民負担率で見ると 35.5%とアメリカの国民負担率 35.2%と同程度の国民負担率であることが分かる。これはヨーロッパ諸国の国民負担率 50.2%、55.2%、63.9%と大きく国民負担率に開きがみられることがわかる。また、高福祉高負担の代表的な国であるスウェーデンは 74.3%の国民負担率を示している。

しかし、財政赤字分を含めた潜在的な国民負担率で見ると、日本の国民負担率は 45.1%とアメリカの 36.9%よりも高くなり、ヨーロッパ諸国の国民負担率に近づいていることがうかがえる。こうした日本の特色をみれば、アメリカと同程度の国民負担率で、財政赤字で補填することにより、ヨーロッパ（独・英・仏）諸国に近い、行政サービスや社会保障を受けていることが分かる。

さらに 1.3 節でも論じたように、少子高齢化が進行していくと公的部門に大きな影響を及ぼす。その影響として懸念されることは、社会保障給付の受給者である高齢世代の比率が高まることにより、年金・医療等の社会保障給付費が増加し、それを賄うための租税・社会保障負担

が高まることである。実際、日本における社会保障給付費は年々増加しており、2000年度には78.1兆円になっている。その内訳をみると、年金と医療の支給がそれぞれ全体の52.7%及び33.3%と大部分を占めており、90年度以降の年平均伸び率でもそれぞれ5.5%、3.5%の増加と高い伸びを示している。また、国民経済計算における一般政府(中央・地方政府及び社会保障基金)の支出総額に占める社会保障給付のシェアも年々増加しており、2001年度では44.1%となっている。現在の行政サービスや社会保障の給付水準を維持しようとするれば、租税・社会保険料からなる国民負担を大幅に引き上げざるを得なくなるといえよう。また、このように国民負担率の高まりが過度なものとなれば、経済社会の活力が阻害され、経済成長にも影響を及ぼすのではないかと懸念も浮かびあがってくる。いかにしてこれからの時代の公的部門の構築をしていけばよいのであろうか²²。

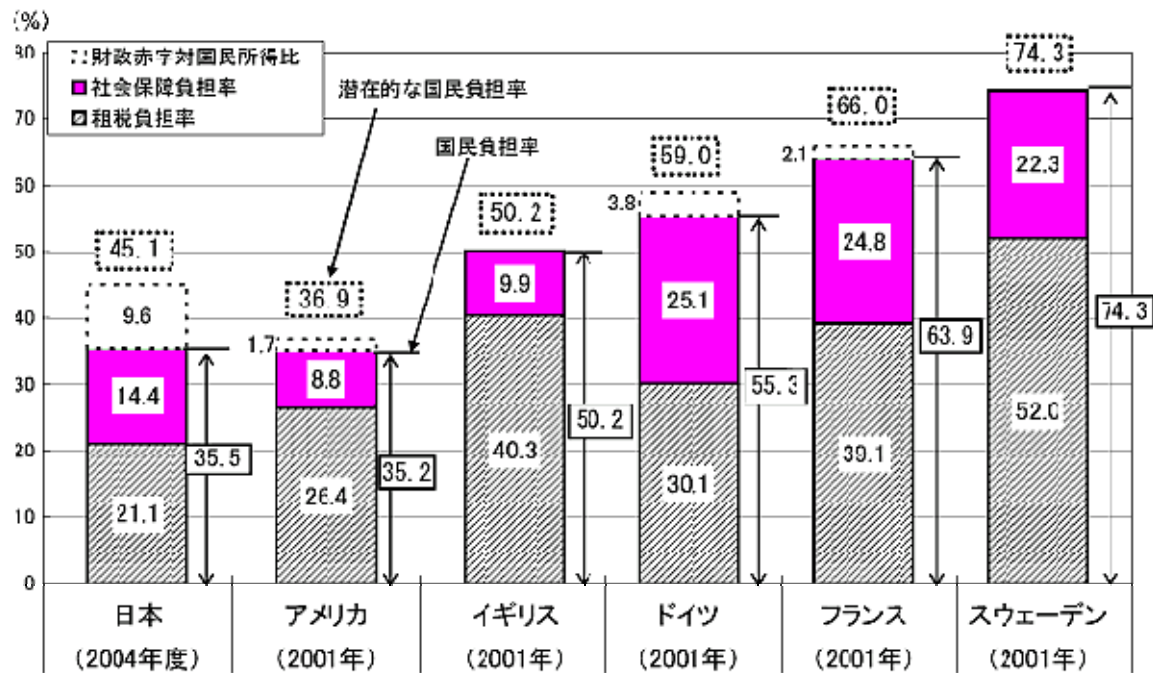
現状の財政赤字や潜在的国民負担率の状態をみると、財政再建をするには国民全体がもっと租税・社会保険料を負担すべきであるといえるのではないだろうか。また、税収を増加させるために、どの租税・社会保険料負担を増加させるのかを考えていく必要があるだろう。所得税から補填するのか、消費税から補填するのか、いったいどのようにして財政の安定を図るのかという課題が浮かび上がってくる。

図表 2-2

国民負担率の国際比較

[国民負担率=租税負担率+社会保障負担率]

[潜在的な国民負担率=国民負担率+財政赤字対国民所得比]



- (注) 1. 日本は2004年度(平成16年度)見通し。諸外国は2001年実績。
 2. 財政赤字の国民所得比は、日本及びアメリカについては一般政府から社会保障基金を除いたベース、その他の国は一般政府ベースである。

【諸外国出典】 “National Accounts”(OECD), “Revenue Statistics”(OECD)等

(出所) 財務省ホームページ <http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryu/020.htm>

2.3 所得税

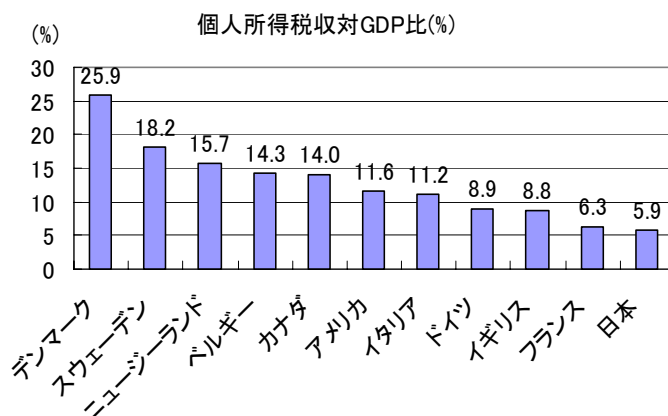
最初に所得税について論じていく。八田達夫は現在のデフレ化の税制として次のような提案をしている。消費税減税後の増税論議をし、所得税を増税するということである。税収中立的な消費税の減税と所得税増税の組み合わせは、消費性向の高い低所得者の税負担を軽くし、消費性向の低い高所得者の税負担を重くする。そして、結果的には経済全体の消費を増やすと述べている²³。

これには課税最低限の引き下げが重要である。一見すればこれは低所得の人の負担が増大するようにみえる。実際のところは違うのである。たとえば課税最低限を10万円引き下げたとすれば、課税最低限より10万円以上低所得の人は何の負担増にはならない。次に、限界税率15%の人にとっては、1万5000円の負担増であり、限界税率50%の人々には5万円の負担増となる。つまり、課税最低限を引き下げると、高所得者により大きな負担がかかるのである²⁴。2004年度以前の日本の課税最低限は、図表2-4の主要5カ国で比較をすると高いものであったことがうかがえるであろう。それが2004年度からは配偶者特別控除の廃止により、標準世帯で325万円に引き下げられた。

また、個人所得税収の対GDP比も、OECD諸国と比べると5.9%と圧倒的に低い(図表2-3参照)。八田達夫は日本の所得税率の問題に対して、最高税率の適用所得を引き上げることを提唱している。日本では課税所得1800万円以上から最高税率が課せられている。最高税率はせめて1億円から課せられるようにすべきである。その際、最高税率は現行の50%から80%に引き上げても何の問題もないと思われると述べている²⁵。

しかし、最高税率を50%から80%に引き上げるということは少し無理なことかもしれない。図表2-4を参照して最高税率の国際比較をすると、日本の最高税率は他の先進国とほぼ同じである。したがって、最高税率を引き上げることは困難なことであるといえよう。現在、日本の所得税は課税最低限を主要国並みに引き下げており、これ以上の所得税増税は難しいといえよう。

図表 2-3



(原資料) OECD in figures, 2000.

(出所) 岩田規久男・八田達夫 『日本再生に「痛み」はいらない』 東洋経済新報社, 2003年, p.106.

図表 2-4 個人所得税の国際比較

国名 区分	日本		アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
	(昭和61年度)	(平成15年度)				
国税収入に占める所得課税収入の割合	39.3%	33.0%	75.5%	36.7%	38.5%	33.1%
国民所得に占める所得課税負担割合(地方税を含めた場合)	6.2% (8.9%)	3.8% (6.1%)	12.5% (15.2%)	14.4%	10.6% (13.0%)	11.2%
課税最低限 [地方税の課税最低限]	235.7万円 [191.2万円]	【平成16年度～】 384.2万円 → 325.0万円 [325.0万円] [270.0万円]	316.4万円 [200.8万円]	150.0万円	422.3万円	338.5万円
税率	最低税率	10%	10%	10%	20.0%	7.05%
	最高税率 [地方税を含めた場合]	70% [78%]	37% [50%]	38.6% [49.1%]	40%	48.5%
税率の刻み数 [地方税の税率の刻み数]	15 [14]	4 [3]	6 [5,4]	3	—	6

1. 日本の15年度は当初予算ベースであり、61年度の地方税を含めた最高税率は賦課制限適用後の税率である。
2. 諸外国は2003年1月適用の税法に基づく。諸外国の税収割合及び負担割合は2000年の数値。
3. 邦貨換算は次のレートによった。1ドル=121円、1ポンド=186円、1ユーロ=119円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：平成14年6月から11月までの実勢為替相場の平均値)
4. 税収割合及び負担割合は、個人所得に課される租税に係るものであり、所得税のほかに、ドイツについては連帯付加税等、フランスについては一般社会税等が含まれている。
5. 課税最低限は、夫婦2人(日本は子のうち1人を特定扶養親族、アメリカは子のうち1人を17歳未満、イギリスは子を2人とも1歳以上としている。)の給与所得者の場合である。なお、日本は平成15年度税制改正において、配偶者特別控除(上乗せ部分)を廃止された(平成16年分以後の所得税及び平成17年度分以後の個人住民税について適用)。
6. 税率は、日本については平成11年以降定率減税(所得税：20%、25万円限度、個人住民税：15%、4万円限度)が実施されており、ドイツについては別途、連帯付加税(算出税額の5.5%)が課されている。
7. アメリカはニューヨーク市の場合であり、州税・市税を含んでいる。税率の刻み数は、州税は5、市税は4である。

(出所) 財務省ホームページ <http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryoku/027.htm>

2.4 法人税

法人税とは以下のようなものである。経済社会において、法人企業の営む活動は多岐にわたっており、企業は、その生産活動に必要な資金を調達し、従業員を雇い入れ、原材料を購入するなどして、財・サービスを生産・販売して、利益を獲得する。そして、これにより得た利益を、企業は、株主に配当したり、社内に留保して将来の投資に備える。法人税は、法人に対して、このような企業活動により得られる利益を基礎に税負担を求めるものである²⁶。法人には何種類もの租税がかかるが、その中心となるのは、企業の活動によって生じた所得に課される法人税（国税）、法人事業税（地方税）、法人住民税法人税割（地方税）の3つ（いわゆる「法人3税」）である²⁷。

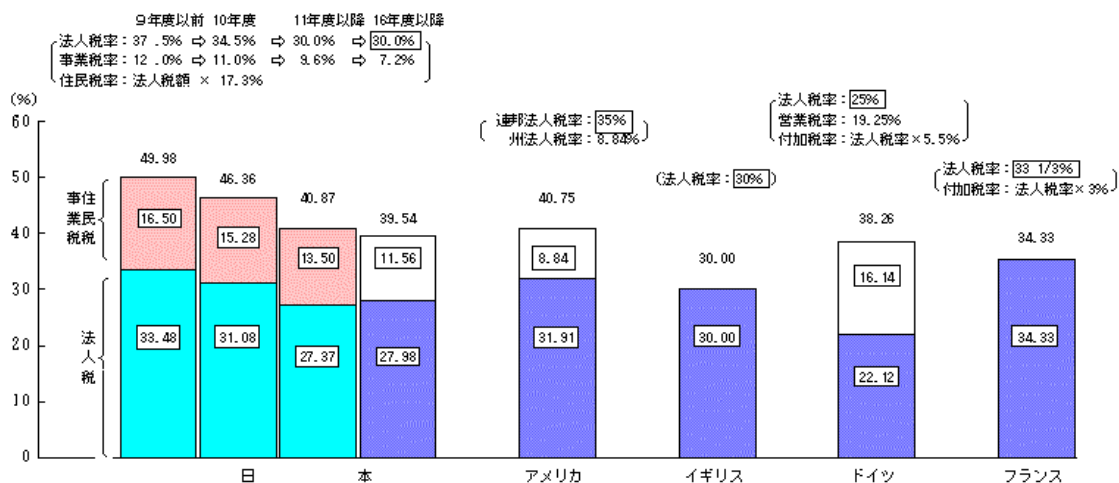
日本の法人課税の国税・地方税を合わせて実際にどれだけの租税を払ったかを示す実効税率は現在 39.54%である。図表 2-5 を参照してみると、確かに日本の法人税の実効税率はアメリカと遜色ない値となっていることがわかる。財務省は「すでに主要国並みに引き下げてきた」と主張しているが、はたしてそうなのであろうか。アメリカは 40.75%で確かにほぼ同じ水準であるが、これは地方税の負担のあるカリフォルニア州の場合で、アメリカの企業課税は減価償却²⁸期間が日本より短いなど、課税ベースから差し引ける部分が日本より大きく、実質的な税負担は軽いという指摘が多い。

また、欧州やアジアは実効税率自体の引き下げに動いている。イギリスはすでに 30%であるし、ドイツも 2001 年度から約 38%に引き下げた。東アジア諸国は 20%台か、それ以下の水準である（図表 2-6 参照）。企業が国を選ぶ時代だけに、各国とも戦略的に法人課税を軽減してきた。

したがって、法人税率の高い日本は、国際競争のうえで「相対的に不利になっている」との指摘が産業界で出てきている。一方、首相の諮問機関である政府税制調査会は、財務省と同じ立場で法人税率の引き下げによる実効税率の軽減には反対している。経済活性化策については、研究開発投資の優遇措置の拡充など、「政策減税」を集中的に活用して対応すべきだと主張している。これに対し、経済財政諮問会議では、民間議員を中心に法人税率そのものを下げることによって実効税率を下げ、日本企業の国際競争力の強化につなげるとの意見が根強くある²⁹。

日本の法人課税が「主要国並み」だったのはもはや過去の話であり、現状のままでは日本企業は競争に不利になっていくといえるのではないだろうか。もっといえば、各国に先んじて税率を引き下げようとしないと、海外からの投資を日本に引きつけることもできない³⁰。国際競争力を高めていくためにもやはり法人税は将来もっと減税の方向に向かうべきである。

図表 2-5 法人所得課税の実効税率の国際比較



- (注) 1. 日本の実効税率は、法人事業税が損金算入されることを調整した上で、「法人税」「法人住民税」「法人事業税」の税率を合計したものである。また、16年度以降の税率は、法人事業税において外形標準課税の対象となる資本金1億円超の法人に適用される税率である。
2. アメリカの州法人税は、カリフォルニア州の例である。なお、一部の市では市法人税が課税される場合があり、例えばニューヨーク市では連邦税・州税(7.5%、付加税 [税額の17%])・市税(8.85%)をあわせた実効税率は45.95%となる。このほか、一部の州・市では、法人所得課税のほか、支払給与額等に対して課税される場合もある。
3. ドイツの実効税率は、付加税(法人税額の5.5%)を含めたものである。なお、ドイツの法人税は連邦と州の共有税(50:50)、営業税は地方税、付加税は連邦税である。
4. フランスの実効税率は、付加税(法人税額の3%)を含めたものである。また、法人利益社会税(法人税額の3.3%)を含めると実効税率は35.43%となる。
 (ただし、法人利益社会税の算定においては、法人税額より76.3万ユーロの控除が行われるが、実効税率の計算にあたり当該控除は勘案されていない。)
 なお、フランスでは、法人所得課税のほか、職業税(地方税)が課税される。
5. 諸外国については、2004年1月現在の税制に基づく。

(出所)財務省ホームページ <http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryuu/084.htm>

図表 2-6 G7・アジア諸国における法人税及び付加価値税の表面税率及び負担率

(単位：%)

	法人税率 (国税)	付加価値 税 率	法人所得 課 税 負 担 率 (対 GDP 比)	消費課税 負 担 率 (対 GDP 比)		法人税率 (国税)	付加価値 税 率	法人所得 課 税 負 担 率 (対 GDP 比)	消費課税 負 担 率 (対 GDP 比)
日 本	30.0	5.0	1.9	3.7	韓 国	27.0	10.0	3.1	9.7
アメリカ	35.0	—	1.5	0.9	台 湾	25.0	5.0	2.5	4.5
イギリス	30.0	17.5	3.5	11.9	香 港	17.5	—	3.1	0.9
ド イ ツ	25.0	16.0	0.1	6.9	シンガポール	22.0	5.0	(8.1)	5.1
フランス	33.33	19.6	3.4	11.0	マレーシア	28.0	—	6.6	9.7
イタリア	33.0	20.0	3.6	9.6	インドネシア	30.0	10.0	9.3	5.5
カナダ	21.0	7.0	2.4	3.7	タ イ	30.0	7.0	2.9	8.7
中 国	33.0	17.0	0.5	6.0	フィリピン	32.0	10.0	3.4	6.6

(注1) 税率は2004年1月現在。

(注2) 法人税率は国税のみの税率。なお、中国については、法人税収の一部が地方政府へ配分されている。

(注3) 付加価値税率については、日本は、4%が消費税(国税)、1%が地方消費税(地方税)の税率である。アメリカは、州、郡、市により小売売上税が課せられる(例：ニューヨーク市 8.625%)。カナダにおいては、連邦の財貨・サービス税(付加価値税)7.0%の他に、ほとんどの州で小売売上税等が課される(例：オンタリオ州 8.0%)。タイは、6.3%が国税、0.7%が地方税の税率であり、2005年10月1日より全体の税率を7.0%から10.0%に引き上げる予定である。

(注4) 法人所得課税負担率及び消費課税負担率は、国(連邦)税の負担率(対GDP比)。日本の負担率は平成16年度当初予算案ベース。諸外国の負担率は1994～2001年の数値。諸外国の負担率を算出する際に用いるGDPは、OECD“National Accounts 1990-2001”、税収はOECD“Revenue Statistics 1965-2002”によるが、これらの資料に数値が掲載されていない国については、GDPはIMF“International Financial Statistics Yearbook 2003”、税収はIMF“Government Finance Statistics Yearbook 2002”による。なお、台湾のGDP及び税収、香港の税収については、上に掲げた資料では必要な数値が取れなかったため、各国政府発表の統計資料による。

(注5) シンガポールについては、統計上、個人所得税収と法人所得税収を区別できないため、ここでは個人所得課税負担率と法人所得課税負担率の合計を、法人所得課税負担率の部分に()で示している。

(出所) 財務省ホームページ <http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryuu/248.htm>

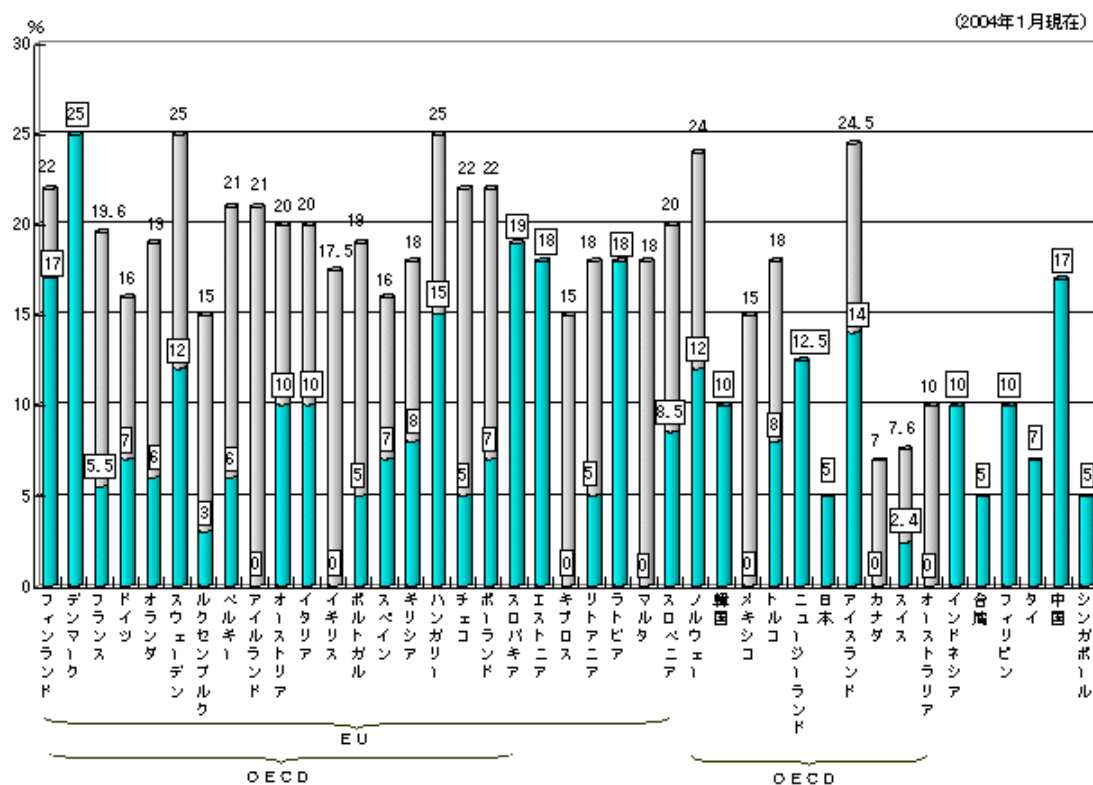
第3節 税収をどこで補うか

3.1 付加価値税

税収をどこで補うかという観点からすると、所得税・法人税からこれ以上の税収増を見込ませることは難しい。それではどこから補えばよいのかということを考えていくと消費税(付加価値税)で補っていくということが考えられる。

現在、日本における消費税は、一律5%の形式をとっている。図表3-1を参照してみると、EU諸国はもちろんのこと、OECD諸国を含めても日本の付加価値税率は最も低率であることがわかる。日本の付加価値税率5%と同率の国は、表内では台湾・シンガポールしかない。少子高齢化の進行・潜在的国民負担率の上昇等の観点からも、財政均衡を達成するためには、国際比較をしても低率な水準である消費税を増税することは避けられないものであるといえるのではないだろうか。しかし、消費税を増税するにしても、どのような税率をかけるのか、また適用範囲をどのようにするのか等の問題が発生する。

図表3-1 付加価値税率の国際比較



(備考) 1. 上記中、■が食品に係る適用税率である。なお、軽減税率が適用される食品の範囲は各国ごとに異なり、食品によっては標準税率が適用される場合がある。また、未加工農産物など一部の食品について上記以外の軽減税率等が適用される場合がある。
 2. 欧州理事会指令においては、ゼロ税率及び5%未満の軽減税率は否定する考え方が採られている。
 3. EU加盟国は、2004年5月の新規加盟10か国を含めたもの(ただし、税率は2004年1月現在)。

(出所) 財務省ホームページ <http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryou/102.htm>

これから、例としてイギリスの付加価値税を上げていく。イギリスの付加価値税制の経緯を簡単に述べると、イギリスは逆進性緩和のために、複数税率を採用している。1982年の制度改正では、従来、①ゼロ税率適用対象としての食料・子供用衣類・燃料・電力②7.5%の標準税率

③12.5%の割り増し税率適用のぜいたく品の 3 区分の複数税率であったものが、ゼロ税率適用の生活必需品（食料、子供用衣類、燃料、電力）と 15%の標準税率適用の 2 区分に整理されている。さらに 1991 年には、付加価値税の標準税率が 17.5%という水準にまで引き上げられている。1993 年度改正では、従来はゼロ税率が適用されていた家庭用燃料および電力に対して、1994 年 4 月から 8%で課税し、1995 年 4 月から 17.5%の標準税率で課税されることになった。この引き上げの理由は、環境への配慮と財源確保のためである。つまり、地球温暖化対策としての環境税的性格を持たせたのである。さらに、環境面への配慮として、1997 年改正でも、省エネ断熱材に 5%の軽減税率を適用することになった³¹。

また、わかりやすい例として、イギリスではサービスに掛かる税金という面から、同じハンバーガーでも、店内で食べればサービスを受けたということで税込み 210 円、持ち帰れば課税されず 180 円となる。これにより消費税負担に選択性を持たせているといえよう。

3.2. 消費税の目的税化（公的年金制度）

では、日本においては消費税をどのように使用していけばよいのであろうか。そこで、提唱したいのが消費税を目的税化することである。たとえば、国民年金保険料の財源にあてるといことが挙げられる。

日本の公的年金制度は、1986 年の年金制度改革により、満 20 歳以上 60 歳未満の国民はすべて国民年金（基礎年金）の被保険者となる仕組みとなっている。国民はそれぞれの職業等に応じて、国民年金第 1 号被保険者から第 3 号被保険者までのいずれかの種類の被保険者となることが決められており、加入した制度によって将来の給付の種類が決まる。

また、日本の公的年金制度は 2 階建ての構造となっており、国民年金の上の 2 階部分には民間のサラリーマンに適用される厚生年金保険と、公務員等に適用される共済年金があり、いずれも国民年金と合わせて加入することになる。公的年金を補完するものとして、民間のサラリーマンには企業年金（厚生年金基金・確定給付企業年金・確定拠出年金・適格退職年金）が、自営業者等には国民年金基金、確定拠出年金（個人型）があるほか、その他に個人年金と呼ばれるものがある。

年金保険料については、国民年金が月額 13,300 円と定額になっているのに対し、厚生年金・共済年金は年間総報酬（標準報酬月額及びボーナスの合計）に比例する形で徴収される（厚生年金の場合、年間総報酬の 13.58%を労使で折半）。

年金支給額については、国民年金が 40 年の加入に対し月額 66,417 円（2003 年度）の定額給付であるのに対し、厚生年金・共済年金においては、定額部分と報酬比例部分を合わせた年金給付額が、現役世代の手取り収入の約 6 割（59%）に設定されている。これらは、毎年、消費者物価の上昇率及び現役世代の手取り収入の伸び率によって調整されている（それぞれ、「物価スライド制」、「ネット賃金スライド制」。ただし、既に年金を受給し始めた既裁定者については、物価スライドのみが適用されている）。

年金の支給開始年齢は、定額部分については 1994 年、報酬比例部分については 2000 年の年金制度改革の際に、60 歳から 65 歳に段階的に引き上げられることが決まった³²。引き上げが行われ始めたのは、定額部分で 2001 年から、報酬比例部分については 2014 年度から引き上げられることになっている。

現在、国民年金の保険料を 2003 年度までの 2 年間に 1 カ月以上納めなかった「督促対象者」が、加入者の 45%に当たる約 1000 万人にも上っている。会計検査院によれば、国民年金には

2003年度で約2200万人が加入。このうち、約1000万人が2003年度までの2年間の保険料を1カ月分(13,300円)以上納めていなかった。会計検査院では督促状や戸別訪問での徴収が中心となり、電話での督促が不十分だったことが未納の多かった原因の一つと判断し、社会保険庁に対して「自治体と連携して、徴収体制を強化する必要がある」と指摘している。

元来、国民年金制度を設ける理由は、人々が老後に生活保護に頼らないように、若いときに保険料を通じて強制貯蓄してもらおうというものである。したがって保険料支払いが強制されなかったら、国民年金制度を設ける意味がないので、保険料を強制的に取る必要がある³³。

現状のままならば、未納者のうち老後の生活が困難になってくる人が増加してくることは避けられないであろう。未納者を減少させるための方策を講じる必要に迫られているといえよう。消費税を国民年金保険料徴収の目的税化することにより、確実に財源を確保することができると思われる。

3.3 益税問題

消費税には「益税解消」の問題も残っている。「そもそも「益税」とは、消費者などが支払った消費税が事業者の手に残り、収益の一部となっている問題。消費税を導入するときに、中小・零細事業者の事務負担に配慮し、様々な特例を設けたことが発端になっている³⁴」ものである。2003年度の消費税法改正により、2004年から納税を免除する事業者の年間売上高の基準を3000万円以下から1000万円以下への引き下げが行われた。これだけで、益税問題は解消されるといえるのであろうか。

簡易課税制度

さらなる問題として簡易課税制度の問題が挙げられる。簡易課税制度とは「本来なら課税売上額と課税仕入額とをそれぞれ計算しなければならないのを、計算を簡易にするために、仕入額を売上額の一定割合(卸売業の場合は90%)とみなして控除できる制度である³⁵。」この制度により、矛盾が生み出されてしまう。簡易課税制度では第1種事業から第5種事業まで定められた90%から50%までの「みなし仕入率」によって仕入税額控除の額を計算する。実際の課税仕入率よりみなし仕入率の方が高ければいわゆる「益税」が発生するのである。このような事業者は簡易課税制度を選択する方が有利となる。

つまり、簡易課税制度により、業者が納付しないですんだ差額は業者の利益になるのである。消費者が租税として支払った消費税が、結果として業者に補助金を与えているような状態になっているといえよう。

2003年度の消費税法改正において、簡易課税制度を適用することができる基準期間における課税売上高の上限が、2億円から5000万円に引き下げられた。本来、簡易課税制度は、税額計算を簡便にするための法的技術であって、業者を優遇するための制度ではない。したがって、本来の税額計算と著しく異なる結果が出て、それが事業者の利益となるような規定の仕方はそもそも誤っている³⁶。比較として、ドイツの簡易課税制度はこのような不合理を生み出さないように仕入れ率を実態にあわせて定めている。日本においても、仕入れ率を実態にあわせたものにするように制度の改正を検討する必要がある。

インボイス(税額明記伝票)の導入

消費税の見直しに際しては、帳簿方式(アカウント方式)からインボイス方式(税額票方

式)への移行も検討課題に挙がっている。インボイス方式は、帳簿上でなく税額票を用いて納税額を計算するものであり、そのメリットとしては、事業者の納税の適正化につながること、複数税率化に対応しやすいことが挙げられる。インボイス方式のメリットは、税額票を利用することで税務署が各事業者の売り上げと仕入れを完全に把握できることである。事業者が売り上げを過小に申告したり、仕入れを過大に申告しようとしても、取引業者のインボイスを集計すれば不正を簡単に発見することができる³⁷。

だが、これにも問題がある。インボイスを導入すれば、徴税コストは低く抑えられるといわれてきたが、実際はあまり効果がない。インボイスのあるフランスでは、インボイスを偽造する会社があらわれるため、最終的には帳簿をチェックしなければならない状態になっているのである。

3.4 納税者番号制度の導入

徴税を強化する方法として八田達夫は以下の2つの提案をしている。ひとつは納税者番号制の導入(図表3-2参照)で、もうひとつは税務職員の増員である³⁸。

納税者番号制度とは、納税者に広く番号を付与し、各種の取引に際して、納税者が取引の相手方(金融機関等)に番号を告知すること、納税申告書及び取引の相手方(金融機関等)が税務当局に提出すべき法定資料に番号を記載することを義務づけることによって、納税者に関する課税資料を、その番号をキーとしてマッチングして整理し、管理する方式である。つまり端的に言うと、納税者番号制とは、納税者一人一人に識別番号を付け、その番号によって個々の納税者の課税に関する情報を管理しようというものである。

では、諸外国ではどのように納税者番号制度を導入しているのだろうか。アメリカやカナダでは、もともと、社会保障制度の対象者について、年金の給付や保険料の納付の状況を管理するために用いられていた番号を、納税者番号制度として利用しており、この番号は税務以外の行政分野にも利用されている。スウェーデンやデンマークでは、住民登録制度においてすべての国民に出生などの際に自動的に付与されている番号を、納税者番号制度として利用しており、税務以外の行政分野にも利用されている。イタリアやオーストラリアでは、税務当局が直接納税者に対して納税者番号を付与している。このようにそれぞれの国によって導入方法は様々である。日本ではどのように納税者番号制度を導入していくのだろうか。

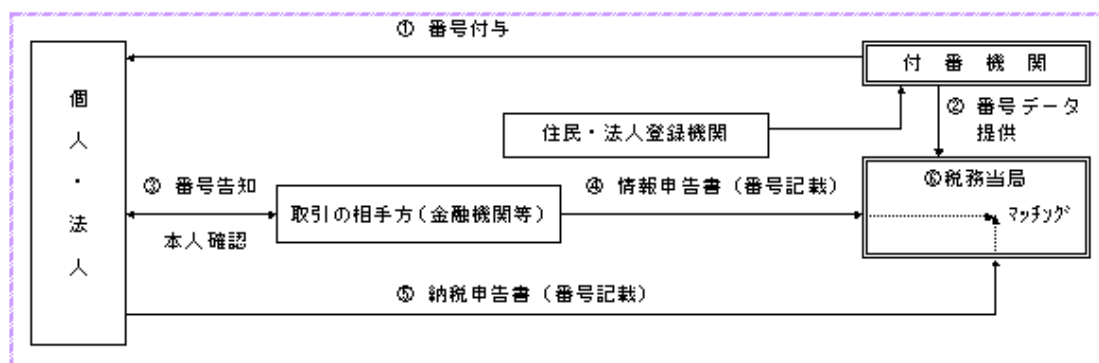
納税者番号制度の問題点

日本で納税者番号制度を導入するにしても議論の対象となることが多く残されている。制度の具体像として以下の問題が挙げられる。番号利用の一般化、行政による番号の整備、国際的資本移動の一層の進展、金融システム改革に伴う資料情報制度の充実の要請、電子化の進展等を踏まえ、段階的な導入も含め、納税者番号制度の具体的な制度案を構築して、それをもとに、その得失について検討を進める必要がある。納税者番号制度については、課税する側の観点からだけでなく、タックス・コンプライアンス(tax compliance、税制への信頼と納税過程における法令遵守)という納税者や源泉徴収義務者といった関係者の観点にも立った検討が必要である。納税者番号の使用を望まない納税者に関しては、より高い税率による源泉徴収を行うというような、納税者の選択の余地を残すような仕組みについても考える必要がある³⁹。

今後は、全国一連の番号の利用や個人情報保護のあり方の状況を踏まえ、導入に向けた具体的な諸方策について更に検討を進めるべきである。この際、民間及び行政のコスト負担が小さ

く、プライバシー保護を含めたシステムにおけるセキュリティが十分に確保されるよう適正な制度設計を行い、納税者番号制度に対する国民の理解を深めていくことが必要不可欠である。また、例えば簡素な申告手続を可能とすることを含め、番号を利用する納税者の利便性が高まるよう、制度のあり方や利用方法、あるいはその利用者や対象となる取引の範囲について検討することが必要である⁴⁰。課税の公平性をより高めていくためには、どのように納税者番号制度を導入していけばよいのかということ考察していく必要があるといえよう。

図表 3-2 納税者番号制度の仕組み



- ① 個人及び法人は、付番機関から番号を付与される。
- ② 付番機関は、税務当局に番号、氏名等の情報を提供する。
- ③ 個人及び法人は、各種の取引（例えば、『金融機関等への口座の開設』、『債券の購入等』）を行う際、付与された番号を取引の相手方に告知する。
- ④ 金融機関等（取引の相手方）は、情報申告書（例えば『利子等の支払調書』、『株式等の譲渡の対価の支払調書』等）に、納税者の氏名等と合わせ番号を記載し、税務当局に提出する。
- ⑤ 納税者は、納税申告書等の提出書類に自己の番号を記載し、税務当局に提出する。
- ⑥ 税務当局は、
 - イ) 情報申告書を納税者ごとに名寄せ
 - ロ) 情報申告書と納税申告書の記載内容を突合（マッチング）
 - ハ) マッチングにより、納税申告書の内容が適正であるか否か確認（適正でない場合には調査等が行われる。）

（出所）財務省ホームページ <http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryou/nouzei/n03.htm>

第4節 少子高齢社会の税制

1.2節において少子高齢社会について論じたが、少子高齢社会に向けて具体的にはどのように取り組んでいけばよいのだろうか。少子高齢社会の税制について考えていく。

4.1 女性の社会進出を引き起こす税制

少子高齢社会の税制について八田達夫は、高齢化時代に税収を上げるには、女性が働きやすいようにして所得税を払ってもらえるようにすることを挙げている。専業主婦を無理やり働かせる必要はないが、女性を専業主婦に強いている制度があるなら、それをなくしたほうがよいと述べており、配偶者控除を廃止することを提案している。

第一に配偶者手当⁴¹の問題を挙げている。これは配偶者の年収が103万円を超えると配偶者手当がなくなる場合があるので、配偶者は年収を103万円までに抑えようとする。この問題は配偶者手当をなくして、社員に払う基本給を増やせば解決する。

また、130万円の壁も問題に挙げられる。これは年収130万円を超えると、社会保険料の支払い義務が発生することであり、社会保険料を自分で納めるかどうかの境目となるものである。パートの主婦の多くにこの130万円の壁が存在する。社会保険料の支払いは年間に15万円ほどであるので、家族全体としては、年収が129万円の時よりも少なくなる。妻の年収が145万円になって初めて129万円稼いでいたときの水準に戻るのである⁴²。

このように様々な措置を取ることによって、女性がフルタイムで働くことができるような環境を構築していけば、女性が納める所得税はかなりの額に昇ると考察できる。

4.2 二元的所得税

もうひとつの少子高齢社会の税制として、二元的所得税の導入が挙げられる。二元的所得税はイギリスやスウェーデンで行われている制度で、資産所得に高い税率をかけると金融資産が外国に逃げてしまうので、低率にせざるを得ないという理由で導入されたものである。二元的所得税は株式の譲渡益や配当所得、利子所得、そのほか地代や家賃収入などの資産から得た所得は、勤労所得と分けるというものである。したがって勤労所得のほうは累進課税にして、資産所得は相対的に低い一律の税率をかけるということだ。

日本の税制では、預金の利子が20%、株式譲渡益が26%、不動産所得が総合課税、譲渡所得が26%とバラバラで不公平感や混乱があった。最近、この所得分類による課税方法の違いを突いて、より税負担の軽い形に金融商品を作り替える、一種の「課税逃れ商品」が増えている。また、金融資産は税負担の軽い海外に移すことも簡単にできる。税率を低くすれば、わざわざ海外に資産を移す必要も薄れる。二元的所得税の導入により、個人の所有する1400兆円の金融資産を投資に向かわせ、日本経済を再生させるねらいがあるといえる。

しかし、二元的所得税制を導入するのにもしなければならぬことがある。それは損益通算である。損益通算とはキャピタルロスが発生したときに、資産所得のなかで損失を相殺することにして、その年だけでは損失を相殺できない場合には何年か繰り延べる、という措置をとることである。株価も地価の変動が予測できにくくなっている時代には、税制をうまく設計しないと市場にリスクキャピタル（株式のようにリスクを負担する資本）を呼び込むのは難しくなる。

損益通算を認める際に、キャピタルロスなどの損失の繰越や繰戻期間を5年程度にするならば、長期的に税引後の資産所得はかなり安定化するであろう。そうなれば個人投資家や機関投資家の株式投資はかなり活性化し、銀行借入金に偏重した間接金融を大きく是正することができる。ベンチャー企業への出資も増えるであろうから、革新的な企業の参入も期待できる。さらに、民間の企業再生ファンドへの出資も増えると思われる⁴³。

このように、二元的所得税と損益通算を合わせて導入することにより、投資に失敗したときに税負担を軽くできるので、失敗のダメージは薄れる。そうやってリスクを取りやすくすれば、個人の株式投資を促し、資本市場を活性化することもできるとみられる。

4.3 資産所得課税の適正化

資産所得に課税をすることも少子高齢社会の税制として必要なのではないだろうか。その意味で、2003年度の税制改正で株式の譲渡益税と利子税が等しくなったことは方向性としては間違っていないのではないだろうか。（ただし、2003年1月から5年間は10%の軽減税率が適用）。

しかし、譲渡益税にはさらなる改革が必要である。現行の譲渡益税は凍結効果を引き起こすという問題を抱えており、現在は不動産を売れば譲渡益税を取られるので、それが不動産を持ち続けるインセンティブとなり、その結果かえって税収が上がってこなくなっている。

たとえば、いまは郊外に大きな家を持っているけれども、子供たちも独立して出て行ったから老夫婦2人で小さなマンションに移り、余ったお金で生活水準を上げようと思っても、今の家売る際に譲渡益税を取られてしまう。しかし、もし売らずに子供に相続させれば、子供が将来売るまで譲渡益税の支払いを先延ばしすることができる。子孫の誰かが最終的に売却したとしても、そのときに支払われる譲渡益税は、現在支払うのに比べ、現在価値でみると大幅に節税できる。これが原因で、高齢者が大きな家を売却せずに、居住し続けるのである。これが譲渡益税の凍結効果の原因である。

この問題は、個人の不動産に関しては、次の「譲渡益税の死亡時課税」により解決することができる。①不動産を売却した時点では、譲渡益税の大部分の延納を認める、②延納された譲渡益税については、死亡時（あるいは夫婦の両方が死亡した時点）に納税を義務づける、③不動産を生前売却せずに死亡時点まで持ち続ける場合にも、死亡時には、その不動産に対して、その時点で売却された場合に支払うべき譲渡益税の納税を義務づける。

この「譲渡益税の死亡時課税」制度の下では、不動産を生前に売却したとしても、持ち続けたとしても、どのみち死亡時には同額の税がかかる。しかも、生前に売却した場合には、延納を認めてもらえる部分を死ぬまで資産として活用できる。したがって譲渡益税を避けるために売却しないという凍結効果がなくなる。

このように譲渡益税の延納が認められれば、先ほど例に挙げた大きな家に住んでいた高齢者は、家を売却したお金の一部で高齢者夫婦用の小さなワンルームマンションを購入すれば、そこに住み続けることが可能となるし、残りのお金は自由に使うことができる。たとえば、質の良い介護サービスの民間保険を購入することもできる。もし前の大きな家を持ち続けたとしても、死亡時点でみなし譲渡益課税をいずれにしても取られるので、何の得も発生しない。また死亡時の譲渡益課税は、少子高齢化時代の大きな税収になると思われる⁴⁴。

結 び

今後、日本経済が持続的に成長をしていくために取り組むべき課題はたくさんある。持続的成長を遂げるには構造改革する必要のある点は、税制改革の分野だけではない。

本稿では税制改革に焦点を当て、財政均衡を図るため、もしくは今後の少子高齢社会に向けての税制等、今後の日本経済はどのように改革をすれば活力が戻ってくるのかを考察してきた。他の先進諸国と比較しても、現行の制度で日本の財政を支えていくことは困難であることが明らかとなったのではなかろうか。今後どんどん進行していく少子高齢社会を踏まえた改革が必要となってくるであろう。

ただし、少子高齢社会の影響を必ずしも悲観的にとらえる必要はない。一人当たり所得で考えれば、引き続き増加を続けることが見込めるし、マクロの経済成長の大幅な鈍化の影響を相殺するようなメカニズムも存在するからである。人口減少が進めば、個人への教育投資や省力化のための技術進歩等が促進される。また、貯蓄率の低下が資本ストックの蓄積を制約する可能性も、外国からの資本流入が円滑に行われれば、補うことができる。さらに、就労意欲の高い女性や高齢者が労働市場に参加してくれば、労働投入の減少それ自体も緩和することができる。

しかし、問題は高齢化・人口減少のもたらすマイナスの影響を相殺する要因の多くが、今後の努力いかんにかかっていることである。生産性を高めようとする企業の不断努力、就労しようとする個人の意欲、そうした動きを支援しようという政府の政策等に大きく依存している。こうした努力が十分に行われれば経済成長は維持できる。しかし、もし努力が不十分なものに終われば、マイナス成長の可能性もある。今後の高齢化・人口減少に対する取組が問われている。

高齢化・人口減少の進行に伴い、今後ある程度の国民負担の増加は避けて通ることはできないと思われる。しかし、持続可能な公的部門を確立するとともに、経済社会の活力を維持するためには、国民負担の増加を極力抑制することが必要であり、そのためには公的部門の抜本的な変革を行うことが不可欠である。日本の行財政及び社会保障制度は、過去における経済が高い成長を続け、人口構成が若かった時代に確立されたものであり、経済の低成長や人口動態の変化に非常に脆弱な構造となっている。現在のシステムを今後も維持しようとするれば、将来世代にかかる負担が過大となり、経済活力の低下をもたらす可能性が高いほか、システム維持のための財政負担に耐えられなくなった時点において、大幅な給付削減が必要になるなど、将来に大きなコストをもたらすこととなる。将来にわたって持続可能で安定的な財政・社会保障制度の確立された日本型財政構造を構築していく必要があるといえるのではないだろうか。

それを進めていくためにも国民の社会への関心、政治の透明性を高めていくことはもちろんのことである。「政府が国民のニーズを迅速かつ必要十分にくみ取っているか」を国民は政府に求めている。そのためにも国や地方の様々なレベルで国民のニーズを敏感に感じ取る行政チャンネルの確立が必要となるのではないだろうか。国民が生活をしていく上で、より豊かな社会を構築していこうと考えるのならば、必然として日本型の財政構造を構築することができるであろう。

注

- ¹ 最初のマイナス成長は第一次オイルショックに見舞われた1974年。
- ² 参考文献【1】p.2.
- ³ 有斐閣『経済辞典』 p.889.
- ⁴ ひとたび到達された貨幣賃金水準は、たとえ失業があっても容易に低下しない、という性質。
- ⁵ フィッシャー方程式
予想実質金利＝名目金利－予想インフレ率【1】p.66.
- ⁶ 購入してから長期間使用できるもののことを耐久消費財と呼び、自動車・家具・家電製品などが挙げられる。所得の増大や景気の変動などにより変動を受けやすい。
- ⁷ 【1】p.44.
- ⁸ 【1】pp.11-12.
- ⁹ 【1】p.44.
- ¹⁰ 【2】p.28.
- ¹¹ 【6】
http://www5.cao.go.jp/j-j/wp/wp-je03/03-00301.html#sb3_1_1
- ¹² 【6】 第3章 第1節 高齢化・人口減少の意味
<http://www5.cao.go.jp/j-j/wp/wp-je03/03-00300.html>
- ¹³ 生産物の成長を、資本と労働という2つの生産要素の増大によって説明される部分と、それでは説明できない技術進歩による部分に分解する。これによって、経済成長に対して資本・労働・技術進歩という3つの要因がそれぞれどれだけ貢献したかを知ることができる。【2】p.74.
- ¹⁴ 【2】pp.75-77.
- ¹⁵ 厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/index.html>
- ¹⁶ 【6】 第3章 第1節 高齢化・人口減少の意味
http://www5.cao.go.jp/j-j/wp/wp-je03/03-00301.html#sb3_1_1
- ¹⁷ 【6】 むすび
<http://www5.cao.go.jp/j-j/wp/wp-je03/03-00400.html>
- ¹⁸ 【4】 コラム<「ジニ係数」について>
http://wwwhakusyo.mhlw.go.jp/mhw/book/hpaz199901/hpaz199901_2_015.html
- ¹⁹ 【3】pp.283-284.
- ²⁰ 【6】 第3章 第3節 高齢化・人口減少に対応した公的部門の構築
http://www5.cao.go.jp/j-j/wp/wp-je03/03-00303.html#sb3_3_1
- ²¹ 【6】 第3章 第3節 高齢化・人口減少に対応した公的部門の構築
http://www5.cao.go.jp/j-j/wp/wp-je03/03-00303.html#sb3_3_1
- ²² 【6】 第3章 第3節 高齢化・人口減少に対応した公的部門の構築
http://www5.cao.go.jp/j-j/wp/wp-je03/03-00303.html#sb3_3_1
- ²³ 【1】p.107.
- ²⁴ 【1】p.106.
- ²⁵ 【1】p.210.
- ²⁶ 【8】 <http://www.mof.go.jp/singikai/zeicho/tosin/zeichof/z014.htm>
- ²⁷ 【7】 第2章 第2節 法人所得課税の負担
http://www5.cao.go.jp/j-j/wp/wp-je02/wp-je02-00202.html#sb2_2
- ²⁸ 減価償却資産に適用される費用配分の手続き。この種の資産は通常、使用その他の原因によりしだいに減価していくが、この減価に対応して、当該資産の取得原価から残存価額を差し引いた額(要償却額)をその耐用年数の各期間にわたり費用として配分する会計上の手続きが減価償却である。その目的は各期間の損益を正確に計算することにある。
- ²⁹ 【8】「きょうのことば」『日本経済新聞』, 2002年8月4日。
<http://www.nikkei4946.com/today/0208/04.html>
- ³⁰ 【5】p.194.
- ³¹ 【9】 <http://www2.ipcku.kansai-u.ac.jp/~hkyoji/PDF/sougouzeisei10.PDF>
- ³² 【6】 第3章 第3節 高齢化・人口減少に対応した公的部門の構築
http://www5.cao.go.jp/j-j/wp/wp-je03/03-00303.html#sb3_3_1
- ³³ 【1】pp.216-217.

- ³⁴ 【5】 pp.124-125.
³⁵ 【4】 pp.168-169.
³⁶ 【4】 p.169.
³⁷ 【12】 <http://www2.ipcku.kansai-u.ac.jp/~hkyoji/kenkyu/paper/2002zeiken.pdf>
³⁸ 【1】 pp.215-216.
³⁹ 税制調査会
<http://www.mof.go.jp/singikai/zeicho/tosin/tx1k.htm>
⁴⁰ 【13】 <http://www.mof.go.jp/singikai/zeicho/top.htm>
⁴¹ 企業が家族構成に配慮して出す手当。労働省調査（1997年）では、配偶者手当がある企業の平均支給額は1万500円。従業員1000人以上の企業は、同30—99人の約1.8倍。
⁴² Yomiuri On-Line(読売新聞)
<http://www.yomiuri.co.jp/iryuu/ansin/an072801.htm>
⁴³ 【1】 pp.228-229.
⁴⁴ 【1】 pp.198-199.

参考文献

- ・【1】 岩田規久男・八田達夫 『日本再生に「痛み」はいらない』 東洋経済新報社, 2003年.
- ・【2】 吉川洋 『構造改革と日本経済』 岩波書店, 2003年.
- ・【3】 国立社会保障・人口問題研究所 『日本の将来推計人口（2001年1月推計）』 2001年.
<http://www.ipss.go.jp/Japanese/newest02/newest02.pdf>
- ・【4】 厚生労働省 『厚生白書（平成11年版）』, 1999年.
http://www.hakusyo.mhlw.go.jp/mhw/book/hpaz199901/hpaz199901_2_015.html
- ・【5】 神野直彦 「社会保障制度改革と「三つの政府」体系」 林健久・加藤榮一・金沢史男・持田信樹編 『グローバル化と福祉国家財政の再編』 東京大学出版会, 2004年.
- ・【6】 内閣府 『平成15年度 年次経済財政報告』, 2003年.
<http://www5.cao.go.jp/j-j/wp/wp-je03/03-00000.html>
- ・【7】 内閣府 『平成14年度 年次経済財政報告』, 2002年.
<http://www5.cao.go.jp/j-j/wp/wp-je02/wp-je02-00202.html>
- ・【8】 政府税制調査会 「わが国税制の現状と課題—21世紀に向けた国民の参加と選択—」, 2000年（平成12年）7月14日, 2000年.
<http://www.mof.go.jp/singikai/zeicho/tosin/zeichof/z014.htm>
- ・【9】 「きょうのことば」 『日本経済新聞』, 2002年8月4日.
- ・【10】 橋本恭之 「イギリスの税制改革」 『総合税制研究』, No.10, 2002年.
<http://www2.ipcku.kansai-u.ac.jp/~hkyoji/PDF/sougouzeisei10.PDF>
- ・【11】 三木義一 『よくわかる税法入門』 有斐閣, 2001年.
- ・【12】 橋本恭之 「消費税の益税とその対策」 『税研』 Vol.18, No.2, 2002年.
<http://www2.ipcku.kansai-u.ac.jp/~hkyoji/kenkyu/paper/2002zeiken.pdf>
- ・【13】 政府税制調査会 「少子・高齢社会における税制のあり方」, 2003年（平成15年）6月17日, 2003年. <http://www.mhlw.go.jp/shingi/2003/07/dl/s0704-5.pdf>
- ・【14】 日本経済新聞社編 『税をただす』 日本経済新聞社, 2002年.
- ・【15】 「医療と介護」 『読売新聞』, 2000年7月28日. <http://www.yomiuri.co.jp/iryuu/ansin/an072801.htm>

参考サイト

- ・ 構造改革項目別ホームページ
<http://www.keizai-shimon.go.jp/block/deflation.html>
- ・ 内閣府経済社会総合研究所
<http://www.esri.cao.go.jp/>
- ・ 経済同友会ホームページ
<http://www.doyukai.or.jp/>
- ・ 財務省ホームページ
<http://www.mof.go.jp/>
- ・ 消費税ガイド
<http://www.taxinfo.jp/>